

## 地震関係のお知らせ

凡例 **!** ご注意ください **♡** 各種お知らせ **☎** 相談

### ! 磐井川の情報に注意

磐井川上流の市野々原地内の土砂ダムは、現在仮排水路による排水が行われていますが、降雨などにより今後急激に増水する場合があります。

避難が必要な場合には、速やかに行動してください。

**1** 緊急時の「避難指示」の発令を「サイレン」や「広報車」でお知らせしたら、速やかな避難開始を

**2** 緊急持ち出し品は、貴重品など最小限にとどめ、事前に用意を

**3** 一時的に緊急避難する場所(高台など)を事前に決め、その後、定められた避難所への移動を

**4** 避難する時は、必ず「川に対して直角の方向に避難」

◎問い合わせ先…災害対策本部 ☎21-2111

### ! 悪質商法に気をつけて

地震後に、災害に便乗した点検商法やかたり商法などの消費者被害が多発することがあります。

被災地だけでなく、周辺の地域でも発生することがありますので、不審なことがありましたらすぐお知らせください。

◎問い合わせ先…本庁生活環境課 ☎21-8342

### ! 水道水への影響はありません

地震の影響により磐井川の水が濁った状態が続く、市民の皆さんから、「水道水への影響はないのか」との問い合わせをいただいています。

磐井川は雨が降れば濁りますし、大雨や台風の場合は今回以上の濁りとなりますが、脇田郷浄水場は、きれいな水を供給できる施設ですので、安心して利用ください。

◎問い合わせ先…本庁浄配水課 ☎21-2126

### ! 巖美公園・磐井川河川公園の利用

地震によってできた土砂ダムが、大雨などによって万が一決壊した場合に備え、現在巖美公園内と磐井川河川公園内に、「河川増水時に伴う注意」の喚起表示措置を行っています。

これらの公園を利用する際は、次のことに留意してください。

【巖美公園】

今後の雨量や警戒水位の上昇により危険と判断された場合は、立ち入り禁止などの措置を行います。

#### 【磐井川河川公園】

大雨警報などの発令により公園区域への立ち入り禁止などの措置を行う場合がありますので、今後の雨による情報に十分注意してください。また、河川敷駐車場には、長時間の駐車をしないように協力ください。

◎問い合わせ先…本庁都市計画課公園緑地係

### ! 巖美・須川方面の観光施設の状況

■巖美溪…観光施設は通常営業。ただし、今後の気象状況により、立ち入り制限を行う場合がありますので注意してください。

■骨寺村荘園遺跡…慈恵塚への道を現在修復中。駒形根神社付近は、石碑の倒壊などにより立ち入りを制限していましたが、修復を完了しました。国道342号は、巖美町下真坂地内で土砂崩れの復旧作業中のため、う回路を利用ください。

■須川方面…土砂崩れによる国道342号の通行止めにより、祭時温泉、真湯温泉が休業中。国道342号の秋田県側は通行可能で、秋田県側から須川高原温泉まで行けることから、秋田側登山道入口からの須川登山は可能。岩手側登山道は、温泉施設の改修工事などの関係上、現在通行できません。須川高原温泉は、再開に向け現在準備中です。

◎問い合わせ先…本庁商業観光課 ☎21-8413

### ♡ 災証明書の発行

家屋などの被害を受けた人の申請により、被害調査を行い、交付します(郵送)。既に調査済みの場合は、その場で交付します。

■手数料…無料

◎問い合わせ先…本庁税務課資産税係

### ♡ 建物被害調査

市では、地震による建物の被害状況調査を行っています。建物の被害に遭った人は、連絡をお願いします。

すでに市の調査が終了している場合は、連絡不要です。

◎連絡先…本庁税務課資産税係

### ♡ 市税の徴収猶予

地震による被害のため、市税を納期までに納付することが困難と認められる人については、申請により納期を延長することができます。

◎問い合わせ先…本庁収納課収納係または各支所市民課税務係

### ♡ 所得税などの控除、軽減

災害に遭って損害を受けた場合、申告(21年2月から)を行うことで①雑損控除②災害減免法の適用—のどちらかを受けることができます。

所得税はどちらか有利な方を、市・県民税は雑損控除のみの適用となります。

#### ①雑損控除

■対象範囲…生活に通常必要な資産

■控除額…AとBのうちいずれか多い金額が控除額となります。

A = 損失額 × 総所得金額などの合計額 × 10%

B = 損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

※損害額から保険金、共済金、損害賠償金などにより補てんされる金額がある場合は、その金額を差し引いた額

■申告に必要な書類…被害を受けた資産の▷明細(取得価格・時期)がわかるもの▷取り壊し・除去費用などの領収書▷受け取った保険金などの明細▷り災証明書

#### ②災害減免法

■対象範囲…住宅や家財。ただし損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要

◎問い合わせ先…一関税務署 ☎23-4205または本庁税務課市民税係

### ♡ 住民票など証明書交付手数料の免除

■対象…①6月14日現在、巖美町字市野々原および字祭時に住民登録していた人②今回の地震災害に伴う避難勧告などに従い避難し、長期間避難生活を送った人③今回の地震災害に伴うり災証明の交付を受けた人

■免除期間…21年3月31日まで

■免除される手数料…①戸籍謄抄本および戸籍関係各種証明手数料②住民票および住民基本台帳関係各種証明手数料③印鑑登録証の新規登録または再交付手数料④印鑑登録証明証交付手数料

◎問い合わせ先…本庁市民課 ☎21-8310

## 震災の爪あと



2

1



3

1



7

6



10

8



5

4



6

4



9

8

① 真湯七曲り付近の崩落した国道342号。約100mにわたって道路が完全に崩れ落ちている  
② 市道長倉線巖美町青笹地内。大きく地割れし、落石している  
③ 国道342号祭時大橋西側にできた断層。約3mもの段差ができた  
④ 橋脚が大きく沈み込み、つけ根から大きく引き離された祭時大橋  
⑤ 用水路にも土砂の崩落など大きな被害  
⑥ 震源地の間近に位置するいちのせき健康の森にも大きな被害。正面玄関前に大きな亀裂  
⑦ 健康の森施設内のガラスが飛び散ったロビー  
⑧ 崩落した土砂が民家(写真右側)の軒下に迫っている  
⑨ 特産のリンドウ畑に土砂が流入  
⑩ 大きな亀裂が入った水田